

府中町地域防災計画

(原子力災害対策編)

府中町防災会議

令和7年6月

目 次

原子力災害対策編

第 1 章 総則

第 1 節	計画の作成の趣旨	1
第 2 節	防災の基本方針	2
第 3 節	防災関係機関の実施責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	2

第 2 章 災害に対する備え

災害に対する備え	4
----------	---

第 3 章 災害応急対策

第 1 節	基本方針	5
第 2 節	情報の収集・連絡活動	5
第 3 節	活動体制	5
第 4 節	モニタリング等	5
第 5 節	健康被害防止対策	6
第 6 節	町民等への的確な情報伝達	6
第 7 節	屋内避難、避難誘導等の防護活動	6
第 8 節	飲料水・飲食物の摂取制限等	7
第 9 節	県外からの避難者の受入れ活動	8

第 4 章 復旧・復興

復旧・復興	9
-------	---

第 1 章 総 則

第1節 計画の作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、県、町、防災関係機関、原子力事業者及び町民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- (2)「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。
- (3)「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- (4)「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- (5)「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- (6)「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。
- (7)「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難のための立退き（以下「避難」という。）をするなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

3 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき府中町防災会議が作成する「府中町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討し、必要に応じて修正を加え本計画に的確に反映させていくものとする。

5 計画策定の経緯と対策

広島県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5 Km）」及び「緊急防護措置を準備する区域（原子力事業所からおおむね半径30 km 圏内）」にも本県の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質あるいは放射線の影響が広範囲

におよび、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第2節 防災の基本方針

近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等からの情報収集、県、住民等への連絡体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

第3節 防災関係機関の実施責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

1 実施責任

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務を助け、かつ、その総合調整を行う。

(3) 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置をとるとともに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講じる。

(4) 防災関係機関

指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、府中町地域防災計画第1章第4節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、特に処理すべき事務について、次のとおりとする。

(1) 町及び県

ア 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。

イ 原子力事業所所在県及び本県に隣接する県との連携に関すること。(県)

ウ 原子力事業者との連携に関すること。(県)

エ 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。(県)

オ 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。

カ 環境放射線モニタリング等に関すること。(県)

- キ 健康被害の防止に関する事。
- ク 飲料水、飲食物の摂取制限に関する事。(県)
- ケ 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関する事。(県)
- コ 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関する事。
- サ 放射性物質による環境汚染への対処等に関する事。
- シ その他原子力防災に関する事。

(2) 原子力事業者

- ア 原子力施設の防災管理に関する事。
- イ 従業員等に対する教育、訓練に関する事。
- ウ 関係機関に対する情報提供に関する事。
- エ 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事。
- オ 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事。
- カ 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事。
- キ 国、県、市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事。
- ク 放射性物質による環境汚染への対処等に関する事。

第2章 災害に対する備え

災害に対する備え

放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 町は、広域的な避難に備えて他の市町と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町間での相互応援協定等の締結に努める。
- (2) 町は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建屋を指定避難所等とするよう努める。

2 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、町、原子力事業者は、町民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (3) 放射線防護に関すること
- (4) 県等が講じる対策の内容に関すること
- (5) 屋内退避、避難に関すること
- (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

3 原子力防災に関する訓練の実施

町は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

第 3 章 災害応急対策

第1節 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、町民の生命・身体・財産を保護するため、町は、県・防災関係機関とともにできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力事業所の事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2節 情報の収集・連絡活動

1 情報の収集及び連絡体制の整備

- (1) 警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合、町は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。
- (2) 町は、県と連携を密にして情報の把握に努める。

2 通信手段の確保

町は、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。

第3節 活動体制

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

町長は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。

- ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。
- イ その他町長が必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部の廃止

概ね次の基準による。

- ア 町内において屋内退避又は避難の必要がなくなったとき。
- イ 町長が原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき。

第4節 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。

1 災害時のモニタリング

町は、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力するとともに、その結果について

県から情報提供を得る。

2 放射性物質濃度の測定

町は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第5節 健康被害防止対策

町は医薬品の確保、健康相談を実施する。

第6節 町民等への的確な情報伝達

1 町民等への情報伝達活動

町は、町民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮する。

2 町民等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応するよう努める。

第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

屋内退避及び避難誘導

- (1) 町は、町内において原子力緊急事態が宣言され、原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、町民等に次の方法等で情報を提供する。

ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道

イ 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動

ウ 町消防本部・団の広報車等による広報活動

エ 町の防災行政無線や広報車等による広報活動

オ 町教育委員会等を通じた各学校への連絡

カ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

キ ホームページやSNS等を活用した情報提供

- (2) 町長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置をとる。

ア 屋内退避対象地域の町民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。

必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確

認し、かつ管理者の同意を得たうえで退避所又は避難所を開設する。

イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

ウ 退避・避難のための立ち退き指示等を行った場合は、警察、消防等と協力し、町民等の退避・避難状況を的確に把握する。

エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て円滑な運営管理を図る。

なお、「原子力災害対策指針」（原子力規制委員会）で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

基準の概要	初期設定値※ ¹	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※ ² ）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ ³ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転※ ⁴ させるための基準	20 μ Sv/h（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

※¹ 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

※² 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※³ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※⁴ 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

第8節 飲料水・飲食物の摂取制限等

1 飲料水・飲食物の摂取制限

町又は水道事業者は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲

食物の摂取制限等必要な措置をとる。

2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

町は、国及び県からの指示、要請があったとき又は放射線被ばくから町民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等を要請する。

3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準

対象	放射性ヨウ素
飲料水	3 0 0 ベクレル／キログラム
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く） 穀類、肉、卵、魚、その他	2, 0 0 0 ベクレル／キログラム

（「原子力災害対策指針」より）

対象	放射性セシウム
飲料水	1 0 ベクレル／キログラム以上
牛乳	5 0 ベクレル／キログラム以上
一般食品	1 0 0 ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	5 0 ベクレル／キログラム以上

（厚生労働省省令及び告示より）

第9節 県外からの避難者の受入れ活動

1 避難者の受入れ

（1）緊急的な一時受入れ

町は、県に準じた対応を実施するよう努める。

（2）短期的な避難者の受入れ

町は、県に準じた対応を実施するよう努める。

（3）中期的な避難者の受入れ

町は、県に準じた対応を実施するよう努める。

2 避難者の生活支援及び情報提供

（1）町は、県及び避難元都道府県等と連携し、町内に避難を希望する避難者に対して、住まい・生活・医療・教育・介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

（2）町は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町からの情報を提供するとともに、県及び県内市町からの避難者支援に関する情報を提供する。

第 4 章 復旧・復興

復旧・復興

国、県、関係市町及び原子力事業者は、相互に連携しながら必要な復旧・復興対策を講じる。

1 放射性物質による環境汚染への対処等

町は、国、県、その他関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な措置を行うものとする。

また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置をとる。

2 その他災害後の対応

- (1) 町及び県は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。
- (2) 町及び県は、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。
- (3) 町及び県は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林畜水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。